

# 一般社団法人日本国際看護学会 代議員選出規程

## 第1条 (趣旨)

本規程は、一般社団法人日本国際看護学会定款第12条に関して規定する。

## 第2条 (選定方法)

代議員は、一般会員の中より一般会員によって選出する。

2 現代議員の任期満了に伴い選挙するものとし、選挙によって選任する代議員の数は、第12条の規定により正会員の中から概ね5人に1人の割合で選出する。代議員数については選挙公示前の理事会で決定する。

## 第3条 (任期)

代議員の任期は、選出後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第4条 (被選任資格)

代議員に選任されるには、一般会員歴1年以上の者で、かつ選挙が行われる年度の前年度までの会費を納めていなければならない。

## 第5条 (選挙人資格)

代議員選挙にて投票するには、選挙が行われる前月に一般会員であった者でなければならない。

## 第6条 (選挙管理委員会)

理事会において委員長となる理事1名と代評議員2名の選挙管理委員3名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

2 理事長は組織した選挙管理委員会を会員へ公示する。

3 選挙管理委員会の業務については別に規定する。

## 第7条 (選挙と手続きの告示)

選挙管理委員会は新代議員就任の期間を明示して、選挙が行われる年の11月末日までに代議員選挙を告示する。以下の事項を告示する。

1) 投票期間 (1カ月) 2) 投票方法 (HP上で) 3) 定数 4) 任期

## 第8条 (開票)

開票結果取得は選挙管理委員長が学会HPの役員用ページより行う。この時、2名の選挙管理委員も取得した結果の確認を行う。

## 第9条 (当選者の告示)

選挙管理委員会は、得票数上位の者より選挙公示直前の理事会で決定された定数枠内の者を当選者とし、当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得て、理事長に当選者名を提出する。

2. 理事長は、前項の当選者を会員に公示する。

附則 1. 本規程は 2024 年 10 月 24 日から施行する。